別記様式第１号（第４条関係）

年　　　月　　　日

長岡京市長　　様

申　請　者　住　所

　氏　名

　続　柄　　　　　本人　・　後見人

　　　　　　　　　　　　　　　　　提出代行者　居宅介護支援事業所等名称

ケアマネジャー等氏名

長岡京市ごみ収集福祉サービス申請書

長岡京市ごみ福祉サービス業務取扱要綱第２条に該当するため、第４条の規定に基づき、下記のとおり長岡京市ごみ収集福祉サービスを申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | フリガナ |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 〒　　　　―  長岡京市 | | |
| 電話番号 | 自宅： | 携帯： | |
| 要介護度 | １　　・　　２　　・　　３　　・　　４　　・　　５ | | |
| 被保険者番号 | ００００ | | |
| 障害支援区分 | １　　・　　２　　・　　３　　・　　４　　・　　５　　・　　６ | | |
| 受給者証番号 |  | | |
| 同居人 | 無　・　有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| ホームヘルプ  サービス | 事業所名：　　　　　　　　　　　　　　　担当者名： | | |
| 住　　所：　　　　　　　　　　　　　　　電話番号： | | |

（緊急連絡先）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 本人との続柄 |  |
| 氏　　名 |  | |
| 住　　所 | 〒　　　　― | | | |
| 電話番号 | 自宅： | 携帯： | | |

ごみ収集福祉サービス利用同意書

　長岡京市ごみ収集福祉サービスを申請するにあたり、長岡京市ごみ収集福祉サービス業務取扱要綱第２条各号に該当しなくなり、ごみ収集福祉サービスの対象者でなくなった等の場合は、同要綱第９条に基づき速やかに届け出ます。また、同要綱第１０条各項の内容について十分理解しました。

年　　　月　　　日　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　続　柄　　　　　本人　・　後見人

|  |
| --- |
| 長岡京市ごみ収集福祉サービス業務取扱要綱＜抜粋＞  第２条　この要綱により、ごみ収集福祉サービスを利用することができる世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める世帯については、この限りでない。  (1)　市内に居住する世帯であって世帯の構成員による家庭ごみ(可燃)の排出が困難な世帯  (2)　以下のいずれかに該当する者で、かつ、ホームヘルプサービスを利用していること。  （ア）　介護保険法（平成９年法律１２３号）による要介護１～５の認定を受けている者  （イ）　障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律１２３号）による障害支援区分の認定を受けている者  (3)　親族又は近隣の方等による家庭ごみ(可燃)の排出の協力が得られない世帯  第９条　対象世帯又は対象者が利用している居宅介護支援事業者等は、次の各号に該当することとなった場合は、速やかに、その旨をごみ収集福祉サービス変更・中止・中断届(別記様式第３号)に記載し、市長に届け出なければならない。ただし、第１号及び第２号に該当する場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭その他の連絡をもって代えることができる。  (1)　第２条各号に規定する要件のいずれかを欠くに至ったとき。  (2)　入院、施設への入所その他の理由により、一定期間、家庭ごみ（可燃）の排出を行わないとき。  (3)　ごみ収集福祉サービスの内容の変更を希望するとき。  第１０条　対象世帯は、家庭ごみ（可燃）をごみ収集福祉サービス可否決定通知書により指定された方法により排出しなければならない。  ２　対象世帯は、家庭ごみ（可燃）を指定ごみ袋に入れたうえで、ふた付きのペール容器等に入れて排出するなど、周辺の環境保全に配慮しなければならない。  ３　市長は、収集日等に変更が生じたときは、速やかに対象世帯に通知しなければならない。  ４　収集場所は、原則として対象世帯が居住する住戸の玄関先とする。ただし、収集作業上困難な場合等は、申請者又は対象世帯と別途協議のうえ、収集場所を決定する。 |
| （住　　所） | |
| （対象者名） | |

【見取図】

|  |
| --- |
| （収集場所付近の地図） |
| （玄関及び玄関に至るまでの詳細地図） |